

延喜式覆奏短尺草写

本書は、延喜式の巻第四十三春宮坊式及び巻第四十四勘解由使式の草案に関する天皇の御下問に答へ（「覆奏」）、修訂意見の存する箇条に貼附する「短尺」（所謂短冊形の小紙片、附箋）に書くべき意見書の草稿として、長紙に連続して書いたものの写である。春宮坊式については三十二箇条、勘解由使式については二箇条の意見が記されてゐるが、草稿であるため、抹消や書入れが多い。

東山御文庫に伝来したもので、勅封番号は「一一八―二―一」、鳥の子及び斐紙計十六張（第三張まで鳥の子、第四張以下斐紙、各張の大きさは縦四〇糎余、横五四糎余）に雙鉤填墨の手法で書写されてゐる（但し第八張の過半以後は、大部分が雙鉤のみで、填墨されてゐない）が、未装幀（卷子とか冊子とかには仕立てられてゐないの意）である。何時、誰が書写したかの手掛りはないが、相当古い時代ではなからうかと思ふ。

此の未装幀の十六枚は、一枚の奉書で包まれ、それには

村上天皇宸翰

延喜式覆奏短尺草 第三度写

と「ウハ書」されてゐる。この筆者及び記載の年代も不明である。また

「短尺草」が村上天皇の宸翰であるか否かも明かでなく、むしろ内容から云へば、後述の如く、天皇の御自筆と云ふ意味での宸翰ではない。しかし、雙鉤填墨によつて写されたその書風は、平安時代中期の筆致を良く存し、原本の趣を忠実に伝へたとみられるものであつて、後人が、内容の延喜式関係のものである事と相俟つて、「村上天皇宸翰」として珍重した事も首肯され、書道史上にも参考となる遺品であらうと思ふ。

本書については、既に虎尾俊哉氏によつて、日本歴史叢書『延喜式』（吉川弘文館刊、昭和三十九年）中にその存在が紹介され、内容に関する秀れた考察も行はれてゐる。同氏の推定された「短尺草」の成立年代と筆者は次の通りである。

本書には、①「御短尺」、②「第二度文體」、③「今作文體」、④「前度文體」、⑤「今案」、⑥「久永勘文」等の語が見えるが、虎尾氏は、①を醍醐天皇の修訂御意見、②と③を延喜式第二次草案、④を本書の検討の対象となつた延喜式第三次草案、⑤を第三次草案に対する意見で、専門委員達の決定事項、⑥を延長三年八月に延喜式編集委員に加へられた

伴久永の、第三次草案に関する調査研究の報告書であらうと、それぞれ考へられた。而して、本書の成立年代は、○の存在により、延長三年八月以後たる事は明かであるが、下限は「慎重を期して保留しておくのが賢明」ながら、「敢て危険をおかすならば」「延長三十四年のころこそ最もあり得べき時期」とされる。

また筆者については、「覆奏」の文字のある事から、臣下の手になるものとし（包紙の村上天皇説を否定）、⑤に対して評語を加へてゐるのは、専門委員に対して裁定権を持つ上位者と思はれるから、編纂の最高責任者たる藤原忠平か、若しくは藤原清貫ではないか、と考へられた（紙数の都合で結論のみを引載した。氏が此の結論を得られる迄の過程は、前掲書を参照されたい）。

以上のほか、一、二気附いた点を述べてみたい。

その一つは、上述の如く本書が未装幀であるため、各張が欠脱なく連続するか否かの問題である。結論を先に云へば、一箇所を除き、連続すると考へても差支はないと思はれる。問題の一箇所とは、第八張から第九張へ移る部分である。後者の書出しは「仰收藏人所」で、内容は五月五日条に関する事であるが、「仰」とある事は、他の例から考へて「御短尺」の引用である事を示す。しかし、その場合に必ず上に伴つてゐる敬語の「被」字、及び、「收」むべき客体（文意から云つて菖蒲か）に当る語句が第八張の末尾にはない。第八張は、五行目以降が「凡五月五日事」、十四行目から「進御櫛事」に移るが、これは次の五行目で完

結してゐるのに、なほその次の行の上端に墨付がある（その下は折悪しく虫損である）。従つてこの行を、第九張に続く部分と考へて良ささうであるが、次の二点で支障がある。その一つは、十五行目との行間が狭く、現存の墨付の位置から、十五行目程度の大きさの字を書いて行くと、十五行目と字が重なる事になるので、具合が悪い事、他の一つは、第八張で既に五月五日条を終つて「進御櫛事」（六月一日）に移つてゐるのであるから、また五月五日条に戻るためには、再び「五月五日事」の如き見出しが必要となる。従つて「仰」の前の欠脱と併せれば、第八張末に於て少くとも二行分の存在を想定しなければならないのに、その痕跡がないのである。

以上により、私は第八張と第九張が直接には連続しないと考へる。なほ、五月五日条が、別の箇条を隔てて二箇所に分載されてゐる事自体が不審である。

次に第一張初行の「第三度」の意味である。虎尾氏は、本書の中に「第二度文體」「今作文體」等の話が見え、「第三度文體」の語が見えない事から、今作文體＝延喜式第三次草案と解された。この推定は恐らく正しいと思ふが、その証の一として「標題に『第三度』と云ふ註記がある点」を挙げられるのは、如何であらうか。第一張の書出しから考へて、本書は卷四十三春宮坊式に始る事は明かである。この事から考へると、それ以前に、卷一以降卷四十二迄の部分を二度に分けて「覆奏」し、これが「第三度」目のものであると云ふ意味にも解し得るからである。

本書の末尾も、現存の勘解由使式迄であつたか否かも断定し難い。確かに第十六張の末尾には数行分の余白があるが、その程度の余白は、第四張九行目と十行目の間や、第十一張の一行目以前にもあるからである。最末の簡条は百度食（現行の式文では「熟食」）であるが、これは現行の勘解由使式では、終りに近い部分の簡条であるから、或はこれを以て同式を終り、張を改めて卷四十五左近衛府式以下に関するものが存した可能性も否定出来ないのである。

最後に、本書について述べれば、虎尾氏も幾つかの点を指摘されたが、何と云つても、今迄余り明かでなかつた延喜式編纂過程の具体相を知り得る事は、最大の価値であらう（例へば第三次草案には存した「凡大嘗會日云々事」と云ふ簡条が、本書筆者の「宜從停止」と云ふ意見の上奏によつてか、現行の式文に見えない事等）。その他、弘仁・貞觀兩式との關係、「坊例」の事等、本書によつて、更に研究の進展が期待される。読者諸賢の御検討をお願いしたい。

凡 例

- 一、翻刻文は、書陵部所蔵のフィルム及び影写本によつて作製した。
- 一、つとめて原本の体裁を尊重したが、組版の都合で表現し難い部分もあり、その一部は卷末に写真を掲載した。
- 一、張の最初に張数を記し、又その紙面の最後の下端に〔 〕を附して、張替りを示した。

一、改行は原本通りとし、一張毎に行数番号を頭書した。但し書入れの部分は除く。

一、雙鉤のままの文字は、前後に「」を附して填墨の部分との區別を明かにした。但し書入れの部分は區別出来なかつた。

一、本書に使用されてゐる抹消符には、

(イ) 鉤 点 抹消すべき文章の前後に鉤点「」を施したもの。

(ロ) 圈 線 抹消すべき語句・文字を圈線で囲つたもの。

(ハ) 墨 滅 抹消すべき語句・文字の上に棒線を引き、墨滅したもの。

(ニ) 見せ消 抹消すべき文字の右傍に（ニ）を施したもの。

がある。この中、(イ)と(ニ)は原本通りに使用し、(ロ)と(ハ)は全て左傍に（ニ）を附して、抹消された文字も翻刻した。

一、文字の右傍に施されている顛倒符（レ）は、原本通りに用ゐた。

一、判読不能の文字は、欠損文字は□を各々字数に応じて用ゐた。

一、文字の上に重ね書きした箇所は、後に書かれた文字を本文に採り、先に書かれた文字は、×を冠して右傍に注した。

一、原本の誤字の訂正や欠損文字の推定等は、〔 〕で括つて右傍に注した。

一、異体・略体等の文字は、原則として正体若しくは現時通用の文字に改めた。

（今 江 広 道）

(第一張)

第三度

2 延喜式覆奏短尺草

3 第卅三春宮坊

4 元日遲明云、注臨時賜祿事、

5 〔如今案、依久永勘文、女孀八人綿各五屯、

又內藥式云、中宮・東宮亦同、此賜潔衣事□
爲給祿所記定由、

6 以本式卅屯准充八人、○所案申似可然、但彼

7 藥式記女孀五人、是雖云賜潔衣之人

8 數、供奉之人可給潔衣、供奉之外人何預

9 給祿之列乎、加以東宮供御藥人數、何過

10 於內裏乎、依有事疑、仰依內藥式可減定

可檢中宮式人數、

11 之由也、又弘仁・貞觀中宮式不見件祿事、仍

12 偏難依久永勘文、

13 又采女四人若已違內裏供奉人數、若云彼

14 宮散采女惣數歟、須尋問、主膳御肴

又供

15 事、猶在此條可宜、其故者、主膳監

朝賀饗條、主膳入就內膳、受群官賀儀、主膳奉膳之類、

16 行事多在此坊式、彼監式只載月料・年料

17 物數、又主殿署雜事亦如此、近則此條主

18 殿署立火爐於庭事、不載彼署之所、

(第二張)

1 在此條、然則不可在主膳式、至典藥式

2 不可載內膳司供事、仍在供在內膳

3 式歟、不載內膳式者、又在何處乎、以彼

4 不可爲例、又給祿之處、加記一人

5 醫生四箇字可然、

6 如今案、依久永勘文・坊勘申、女孀八人綿

7 各五屯、以本式綿卅屯准充八人也、又內藥

爲力

8 式云、中宮・東宮亦同、此賜潔衣事非

9 給祿所記之由、所案申似可然、但彼式

10 記雖賜潔衣之人數、供奉之人可給潔

11 衣、不供奉之人何預給祿之列乎、加以

12 東宮供御藥人數、何過於內裏乎、

13 依有事疑、仰依內藥式可減定之由

14 也、而今申件人數・祿法等、例坊并典藥・中宮

15 式等各異、以何文爲正之由、仍檢坊例不見女

16 孀數、弘仁・貞觀中宮式共不記女孀數、偏難依

難

17 久永勘文、定八人、又采女四人已違內裏供

惣數

18 奉采女之數、若東宮散采女

19 供奉、仍載其惣數歟、須尋問其惣數

(第三張)

- 1 合不、又主膳監行事多在此坊式、朝賀
- 2 儀條云、主膳入就內膳、又群官賀儀、受
- 3 主膳奉膳等類並不載彼監式、又
- 4 主殿署雜事亦以如此、近則此條主
- 5 殿署立火爐於殿庭事、不載彼
- 6 署式、在此條、然則不在主膳式、至
- 7 典藥式何載內膳司供事乎、其
- 8 供御肴事不載內膳式又在何處
- 9 乎、以彼不可爲例、尤以主膳供御肴事、
- 10 尤可載此條、又給祿之處、加記一人醫
- 11 生四箇字可然、
- 12 朝賀儀云、設東宮次云、鉦鼓北事、
- 13 停鉦鼓北三箇字可然、
- 14 同條詣春宮事、
- 15 改爲參詣奉迎可然、
- 16 同條設輦云、及駕輦注進一人等事、
- 17 若字以下文、在執物之次、似有便宜、

(第四張)

- 1 然而依朝賀無雨儀、相分以執履

- 2 以上爲上注、若字以下如舊存此處
- 3 可然、

- 4 同條主膳入就內膳事、又可勘豐樂院主膳候所、
- 5 如久永勘文、供御膳之方各異、難云
- 6 就內膳者、而無記其候所不見日記、主膳
- 7 指圖等、就何改正乎、加以坊例五月
- 8 五日候同幄之由、然則如舊不改、亦不
- 9 可爲今難、

(約三分アキ)

- 10 二日受宮臣朝賀儀云、左右兵衛尉
- 11 各一人云、事、
- 12 如坊例、可率二人、至于受緋綱隨便自
- 1 可行、不可必路中差分歟、依御短尺可
- 2 爲二人、

(第五張)

- 3 同日受群臣賀儀云、置群官版位
- 4 云、事、
- 5 若有件儀
- 6 件事若在儀式者、此式如舊

- 7 存之、尤可然、
 - 8 同條、亮率所司於庭中賜祿物事、
 - 9 依今案、除率所司三个字、可宜、
 - 10 凡踏歌女云、事、
 - 11 近仗之事、記加前度文體、可然、但
 - 12 他日之儀、東宮未着坐之前、近仗
 - 13 就陣、而是日獨在着坐之後、似不同
 - 14 歟、
 - 15 凡正月十七日云、設東宮次於豐樂院云、事、
 - 16 依今案、元日宴會之處、記載設次之
 - 17 由、除注文、似可_{似可宜}有便、又御齋會時、設
 - 18 次事、准釋奠加載、亦_{似可宜}可然但檢坊
- (第六條)
- 1 例、元正朝賀儀設御次於昭訓門外北掖、八日
 - 2 御齋會所設御次於昭訓門北内、_{外各異者} _例
 - 3 猶可記、若同元日御次之所者、可記同元日之由、_{若例}
 - 4 内外各異者、儲可_{記歟}分記歟、
 - 5 凡春秋二仲月上丁云、至講堂南東掖
 - 6 門外東宮降輦事、

- 7 依本式爲講堂、改參字爲以字等、
 - 8 並可然、
 - 9 凡二月上申云、舍人四人舉幣案事、
 - 10 檢坊例、与本式頗雖有相違之處、大略可_相准、
 - 11 彼舍人四人舉案昇殿、被御短尺、被仰不宜
 - 12 之由、然而未出給以前事也、依今案及坊
 - 13 例不可改与本式已相合、依今案不可改歟、_如
 - 14 久永勘文進藏人待取立殿上、專無所據、
 - 15 不可從用、但御短尺依坊例被仰先立案之
 - 16 後、使官并舍人捧裹幣、安于机上事不見
 - 17 此式、須依彼坊例改記、又同例云、_{殿下}東宮兩
 - 18 段再拜訖廻入退、幣机者如初入之儀者、而
- (第七條)
- 1 本式云、東宮兩段再拜訖、舍人入舉幣案、
 - 2 使官隨即退出、東宮待使者過細殿南、即
 - 3 復本座者、如此式者、東宮未入給以前、舍人昇
 - 4 殿、可撤案歟、然則難准供奉諸司裝束事、
 - 5 又稱復本座、此云尋常御座歟、頗難辨者、依
 - 6 坊例改記者、初後似相合歟、又机字同爲

7 案事、可然、

8 凡二月上卯云、使差進一人事、

9 依今案、以十一月中子准此文爲注、可然、

10 凡四月上申奉平野祭云、舍人八人事、

11 如坊舊例、不可改本式、而御短尺偏被

12 仰同注之初文、若不被用末文歟、但又

13 改舊例者、如本式可宜、

〔可檢延喜十八年十月北野行幸左右近陣日記、若有東宮從駕帶刀等安否、

14 同條御短尺、坊官事、

(第八題)

1 依今作文體、可改記坊官并侍從、

2 同條御短尺、供神麻云、事、

3 讀祝詞之上、加再拜等之文、又末注爲

4 魚、記第二度文體、並可然、

5 凡五月五日事、

6 如今案、典藥寮進昌蒲儀、依久永

7 勘文具記此條、似便宜、但進白散之

8 儀頗有相違事、近則案典藥式云、雜

9 主藏官人舍人惣八人舉案退出、收藏

10 人所、唯雜給料付坊官者、而此文體、

11 〔雜給料付坊〕官之由不記載、又先

12 所司立幄、坊官設御座之由、可宜〔歟〕

13 事迹不乖違如此、可無殊難、

14 御短尺、進御櫛事、

15 依坊例、作今體可然、

16 □

(第九題)

1 仰收藏人所可改正之由、至于白〔散〕

2 尤可收置、昌蒲非可收內裏、准內藏寮

3 撤御料昌蒲案、更不可進〔藏ノ舊キサシ〕主藏可

4 撤歟、依有此疑、所仰也、然而又坊例不

5 見進昌蒲之儀、依有此〔疑〕所仰也、

6 而申准白散條作之由、如本式之意、如此

7 有何妨乎、○惣依白散條之例者、可記加雜

8 給料付坊官之由、又參節會儀文

9 體、前一日之文在最末、雖似無便、東宮

10 〔昇武德殿〕之下、注前一日〔設カ〕次之由、如何、

11 凡六月・十二月晦日云、事、

12 案今作文體、依坊例記加供荒世・

13 和世御服事、尤可然、稱都志与呂
14 比御服、此依祝詞所謂歟、不可必供内
15 裏之儀、大體別名荒世・和世無
16 別名歟、如此記之可無殊誤、又至于
17 御贖、如本式雖不加荒世・和世四_{〔个〕}字、
18 〔有何妨、与上御服依_{〔依〕}其詞相濫也、

〔第十張〕

1 〔自餘如今作文體_{〔不可改カ〕}□□□□可宜、但_{〔主〕}□□

雖在坊例、

2 殿署鋪簀一枚事、依他式停止歟、

3 御短尺、相撲節參入事、

4 依今作文體、

5 九月九日事、

6 東宮參入節會之事、記第二度

7 文體可然、

8 凡十一月一日云、大夫已下二人事_{〔式〕}□_{〔中宮獻御、式〕}

9 〔件日儀、与式与坊例頗以相違、如坊例、_{〔此〕}

10 進已上一人引陰陽允已上、共舉机進、坊官_{〔下、〕}

11 留机取函、昇授宣旨、_{〔命受進之後〕}

12 函、返授坊官、_{〔受居机上退、允學〕}

13 机退出、而此式_{〔難〕}有大夫以下引陰陽允_{〔已上カ〕}
14 之由、取函授宣旨之由、無所見、條末、
15 曆收藏人所_{〔者〕}□、然則坊官到陰陽官人
16 參進、專似無所據、須依御短尺、停大
17 夫以下七个字

〔第十一張〕

〔約五行分アキ〕

1 凡大嘗會日云、事、

2 如今案、依踐祚大嘗會同於豐樂

3 院行、自_{〔可〕}入諸節參入之_{〔門カ〕}□、又彼

4 踐祚大嘗會卷已載東宮

5 參入之事、然則重不可入此式_{〔猶記此儀似無便〕}

6 者、而檢坊例、卯日設御次朝堂院云、者、其由不見踐祚大嘗會、猶可在此卷
歟、至于宴會、与他節可同歟、宜以坊例勘合彼卷、定載否事、

7 又此條無用、宜從停止、
至于_{〔与諸節例同、〕}

8 凡東宮鎮魂日云、事、

9 案今作文體、依坊列記之似可然、但本式_{〔有〕}

10 有神祇官云、各賜裝束料之由、又坊例先此_{〔有〕}

11 宛行神祇_{〔官伯以下七人云、合十一人之文、應謂給〕}

12 裝束料、須加記其由、又同例絲綿盛楊笥、置

(第十二張)

- 1 高机二基、又條末云、絲綿賜御巫者、而今文體只
- 2 載末文、無初納絲綿之由、必可有何處何絲綿_之
- 3 疑歟、又宣旨量時乃參就_{〔座ノキヤシ〕}之由、在坊司引
- 4 屬官等祭堂東幕之次、而今文體在式部引
- 5 刀禰參入之上、若依神祇式御鎮魂之例者、可不
- 6 在令持御服來之處、若依坊例者、可在坊司着
- 7 堂東幕之次、而頗似_{〔載中間カ〕}、宜定改記、
- 8 凡十二月云、白散・屠蘇事、
- 9 以屠蘇沈御井之文、爲藏人所之注、尤可然、
- 10 改記第_三一度文體可然、
- 11 凡東宮初立云、事、
- 12 依御短尺之旨、以後條、以事類次第可
- 13 然、但凡十二月十一日陰陽寮啓來年御忌、凡晦
- 14 日昏時_{〔神祇官云、兩條、〔此依東宮之事〕}
- 15 也、而紫端帖・黃端茵兩條、似人給之料、而在
- 16 其下上不可然、須以十二月十一日等兩條、可置東
- 17 宮御料之同所、又四月十一日請主殿署自餘
- 18 如舊用令定次第、似有其便宜、

(第十三張)

- 1 凡帶刀舍人云、亮設作食饗
 - 2 事、
 - 3 改設饗祿之文、爲大夫代、
 - 4 記付第二度文體可然、
 - 5 十一月中卯日事、
 - 6 如今案、他司式_{〔不載大宿事、除〕}棄
 - 7 _{有伺}〔此條可無殊妨乎、然而御〕短尺
 - 8 _{有伺}〔不被仰可除之由、加以件坊〕官
 - 9 〔頗異〕他司_{〔之例、然〕}則如改正文
 - 10 體次第、〔可宜歟、
 - 11 凡晦日云、御巫備瓮物事、
 - 12 如今案、除六月・十二月晦日之由、依神祇
 - 13 式自然可知、所申可然、
- (第十四張)
- 1 凡坊舍人云、佑_{〔云、事、}
 - 2 如今案、久永勘文之文體自相叶
 - 3 格文、又白丁注上下文、雖似相支、
 - 4 事意無妨、置但字者未叙前

5 事也、又以白丁注不補替之文、可爲
 6 鹿歟、
 7 但字置但字未叙之前事也白〔丁ノ第一画〕
 8 者、白丁是未叙之名也、人爲不補替之文
 9 何不相支乎、依有但字、頗可分別歟、
 10 又以白丁注不補替之文、可爲鹿
 11 事、若無如舊雖不改、事意可
 12 同、承和十四年格文殊不合此條、
 13 ×然則仍不仰左右之由、
（第十五張）
 1 凡五月云、草藥受典藥寮事、
 2 不載寮式、又此式無藥種、頗似
 3 荒凉、加以年中藥彼寮可造行
 4 歟、坊何雖受其藥、坊何作乎
 5 造合乎、況春宮坊勘申
 6 不受之由、然則可除歟、
 7 主膳監、
 8 今御短尺云、
 9 依大炊式記載可宜、至于如

10 此日供之色、不可必稱式數
 11 歟、
 12 第卅四勘解由使
 13 凡勘内外諸司云、奏
（第十六張）
 1 聞之後事、
 2 如今案、大臣兩字加奏聞之
 3 上了、而未付此式、又諸寺
 4 不与狀已有使局已勘
 5 申奏聞之由、然則
 6 諸寺同可在此式尤可然、
 7 凡給百度食云、事、
 8 使局不申停前月上日移宮内
 9 省事、宣符宣旨等宣旨只申年來之例、
 10 然則猶可謂違式、如舊不改上
 11 日移省之文、
〔以下、約三行分余白〕